

芝浦工業大学校友会広島支部

表彰規則（内規）

第1条 目的

この規則は、広島支部校友会に特に功労顕著な者の表彰について定めることを目的とする。

第2条 対象者

功労顕著な者の表彰は、校友会支部役員経験者で校友会の事業を援助し、校友会の発展に寄与した者。但し、本部「感謝状」受賞者は対象外とする。

第3条 表彰

功労顕著な者の表彰は、校友会定期総会・懇親会において行う。

2. 前項の表彰は、次により校友会支部長が行う。

- ① 表彰状の授与
- ② 記念品の授与

第4条 表彰の手続き

功労顕著な者の表彰の決定は、校友会事務局において該当者を調査し、起案承認は校友会支部長、事務局長及び前支部長にて行う。

第5条 規則の改廃

この規則の改廃および定めのない事項については、役員会に諮って決定する。

附則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。